レベル	M- I	M-II	M-III	M-IV
各レベルの定義	部署の看護管理者とともに看護管理を実践できる	自部署の看護管理を実践できる	トップマネジメントを担う一員として看護管理を実践できる	施設全体の管理・運営に参画するとともに、地域包括ケアの推進を図ることができる
【1.組織管理能力】 組織の方針を実現する ために資源を活用し、 看護組織をつくる力	ることができる MI.1.2□経営的な視点をもって自部署の人的資源、物的資源、経済的資源、情報資源を把握することができる MI.1.3□自部署のスタッフとの間で、個々の立場や意見を理解 し、反応を予測しながら調整・交渉することができる MI.1.4□自部署の作業環境において、業務上の危険要因を把 握し、予防と対策を提案することができる MI.1.5□自部署のスタッフが倫理的感受性を高められるよう支	MⅡ.1.4□自施設が地域の医療資源のひとつであると理解し、 施設外の関係者と連携する MⅡ.1.5□自部署における業務上の危険要因への予防と対策を	と運営に参画することができる MⅢ.1.3□あらゆる状況において、組織内外の関係者との調整・ 交渉することができる MⅢ.1.4□自施設内及び地域におけるネットワークを意図的かつ 計画的に構築することができる MⅢ.1.5□看護部門における業務上の危険要因への対策や健 康づくりの仕組みを構築し、スタッフが健康で安全に働けるよう 環境を整備することができる	を明確にし、病院経営陣の一員として改善策を考え、行動することができる MIV.1.2口人的資源、物的資源、経済的資源、情報資源を整備し、運営することができる MIV.1.3口あらゆる状況において、組織内外の関係者との口整・交渉することができる MIV.1.4口自施設内及び地域におけるネットワークを意図的かつ計画的に構築することができる MIV.1.5口病院経営陣の一員として施設全体の業務上の危険要因への対策を講じるとともに、自施設のすべてのスタッフの健康づくりの支援に参画することができる MIV.1.6口看護部門全体で倫理的課題を日常的に議論できるような組織文化をつくることができる
【2.質管理能力】 患者の生命と生活、尊 厳を尊重し、看護の質 を組織として保証する 力	ることができる MI.2.3口自部署の手順・基準等の見直しの提案することができる	MⅡ.2.2□自部署の手順・基準等を整備し、標準化・効率化を推進することができる MⅡ.2.3□個々のスタッフの実践能力を考慮した勤務体制をと	MⅢ.2.1□自施設の看護実践をデータを活用して可視化し、継続	MIV.2.2口地域全体で継続的に看護の質を保証するための方策
【3.人材育成能力】 将来を見据えて看護人 材を組織的に育成、支 援する力		道・助量に とりもカリア発達を支撑することができる	MⅢ.3.2□地域で必要とされる人材の育成に参画することができる MⅢ.3.3□看護管理者の管理者としての成長を支援することが できる MⅢ.3.4□外部からの実習・研修の受入れに際し、教員等と課題	MIV.3.2口地域の看護人材の育成に関する課題を明確にし、その課題を踏まえた育成方策の立案及び育成の支援を行うことができる
【4.危機管理能力】 予測されるリスクを回避 し、安全を確保するとと もに、危機的状況に 陥った際に影響を最小	M I .4.2口事故や問題が発生した際、支援を受けながら経過に即した対応策を考え、スタッフが院内の対応策に則り行動するよう指揮することができる M I .4.3口災害時に行動できるように、自部署の患者とスタッフの安全を確保するための対応策を立案し、災害発生に備えることができる	MⅡ.4.2□安全文化の醸成をはかることができる MⅡ.4.3□事故や問題が発生した際、自部署の対応策を判断し マネジメントすることができる MⅡ.4.4□自部署で発生した事故や問題の原因究明を行い、再 発防止策を立案し、継続的にモニタリングすることができる	MⅢ.4.1□看護部門に関連する事故や問題に対して、リスクを分析し、予防および再発防止のための対応策を立て、実施に向けて各部署への支援・実施状況を評価することができる MⅢ.4.2□看護部門に関連する事故や問題が発生した際、重大性や影響を踏まえて対応するとともに、当該部署が機能するために支援することができる MⅢ.4.3□災害時に行動できるように、地域における自施設の役割を把握し、災害発生時に限られた資源で遂行できるよう看護部門の対応策を立て、災害発生に備えることができる	MIV.4.2口自施設における危機管理のための体制整備に参画し、重大事案が発生した際には、危機管理の責任者とともに組織としての対応方針の決定に参画することができるMIV.4.3口地域全体のリスクを関係各所と共有し、危機管理のた
【5.政策立案能力】 看護の質向上のために 制度・政策を活用及び 立案する力	M 1.5.1 口成仔の医療制度・政策に関する期间を情報収集する ことができる	MⅡ.5.1□自部署の看護の質向上に既存の制度・政策を活用することができる MⅡ.5.2□医療の動向を踏まえ、制度改正等の対応を事前に準備することができる MⅡ.5.3□既存の医療制度・政策について課題意識を持つことができる	MⅢ.5.1口看護の質向上に向けて、各部署が既存の制度・政策を活用できるよう支援することができる MⅢ.5.2口看護の質向上のために有効な制度改正・事業の提案 を行うことができる	MIV.5.2口職能団体や県行政等と協働し、地域の看護の質の向
	M I .6.1口慣習にとらわれず新たな看護サービスの提供方法を 提案することができる	MⅡ.6.2□地域に共通の保健医療福祉サービスの課題を想定 し、課題解決に向けた調整ができる	有護サービスの提供方法を創造することができる MⅢ.6.2□地域のニーズを把握し、必要な看護サービスを他施 設の看護管理者と協働して整備するための方策を提案すること	MIV.6.1口医療・看護の動向や地域の状況等を踏まえ、新たな看護サービスの提供方法を創造し、主導することができるMIV.6.2口地域のニーズを把握し、必要な看護サービスを他施設の看護管理者と協働して整備することができる